

# 令和5年度 藤岡市立東中学校 部活動方針

## 1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった人間形成等を図る。

## 2 本年度の部活動

### (1) 本年度設置する部活動について

運動部16部、文化部4部を設け、それぞれ顧問教師1名以上、生徒に部長1名、副部長1名以上をおく。

#### 【運動部】

野球部、剣道部、陸上競技部、サッカー部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、男子バレーボール部、女子バレーボール部、男子卓球部、女子卓球部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、水泳部、新体操部、(硬式)テニス部、スキー部

#### 【文化部】

家庭科部、科学部、美術部、吹奏楽部

### (2) 活動日及び活動時間について

#### ① 週当たりの休養日の設定

- ・週2日以上(平日に1日と土・日曜日のいずれか1日)の休養日を設定する。

(詳細は各部活動ごとの活動計画による)

※大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日  
を確保する。

#### ② 長期休業中の休養日の設定

- ・長期休業の意義を考慮して、土・日曜日は休養日とするよう配慮する。
- ・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

(詳細は各部活動ごとの活動計画による)

※大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日  
を確保する。

#### ③ 活動時間

- ・合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、長くとも平日では2時間程度で活動を終える。学校の休業日(学期中の土・日曜日を含む)では、3時間程度で活動を終えることとする。
- ・練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

|        | 4     | 5     | 6     | 7     | 8・9   | 秋大後   | 10    | 11    | 12    | 1     | 2     | 3     |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 朝練開始時刻 | —     | —     | —     | —     | —     | —     | 7:20  | 7:20  | 7:20  | 7:20  | 7:20  | 7:20  |
| 下校完了時刻 | 18:00 | 18:00 | 18:00 | 18:00 | 18:00 | 17:30 | 17:15 | 16:45 | 16:30 | 17:00 | 17:30 | 17:45 |

※下校完了時刻とは、校門を出る時刻のこととする。

※夏季の平日については2時間程度を上回ることもあるが、その際には、生徒の健康管理に十分配慮して活動する。

④ 朝練習

生徒や家庭と連携を密にとり希望者による練習とし、7時50分までには終了とする。

⑤ 部活動の中止または短縮について

- ・ 中間テスト・期末テストの前3日間は部活動を中止とする。
- ・ 部活動中止中およびテスト後に公式の大会に参加する場合は、その都度申し出をし、保護者の承諾を得て、部活動休止日の変更および1時間程度の放課後練習をすることができる。

⑥ 秋季大会以降の部活動延長について（大会2週間前から可とする）

県大会等に出場する部活動で活動時間の延長を望む場合は、教頭に申し出て、学校長の許可を得るとともに、保護者の承諾を得た場合に限り部活動延長ができる。

- ・ 保護者の迎えを原則とする。迎えに来られない場合については保護者の申し出により、自転車の特別許可を期間中に限り許可する。（ヘルメットの着用、ルールの遵守、指定の駐輪場を使用）
- ・ 延長は、原則として、中体連関係および文化部の西毛地区や県レベル以上の大会とする。
- ・ 最大18：30までの部活動延長を行うことができる。
- ・ 延長する場合は必ず顧問が指導に当たり、出張や会議等で活動場所にいられない場合は、部活動延長は行わない。
- ・ 部活動延長する場合には、職員室内の部活動黒板に期間と時間を記入する。

### 3 経費

(1) 活動に当たる経費を生徒会費から補助する。

(2) 各部において部活動費を徴収する場合もある。ただし、集める場合は、必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定する。その際、帳簿を作成し、体制の変更時に会計報告をする。監査は保護者代表が行う。

### 4 部活動への入部・退部

(1) 入部について

担任から入部届を受け取り、必要な手順を踏んで顧問に提出する。

○2, 3年生の部活動へ加入を希望する生徒は、以下の手順による。

- ①担任から入部届を受け取る。
- ②必要事項に記入し、保護者の承諾印をもらう。
- ③担任に入部届を提出し、承諾印をもらう。
- ④保護者印、担任印の押印された入部届を、生徒が部活動顧問に提出する。

○1先生の部活動へ加入を希望する生徒は、以下の手順による。

- ①部活動説明会を聞く。
- ②体験入部（仮入部）をする。
- ③担任から入部届を受け取る。
- ④必要事項に記入し、保護者の承諾印をもらう。
- ⑤担任に入部届を提出し、承諾印をもらう。
- ⑥保護者印、担任印の押印された入部届を、生徒が部活動顧問に提出する。

## (2) 退部について

退部を希望する生徒は、担任、部活動顧問と相談した後、顧問から退部届を受け取り、担任と保護者に承諾の上、承諾印をもらい、顧問に提出する。

## 5 参加する大会等の精選

体育連盟の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

## 6 部活動運営

### (1) 部活動指導員について

市中学校部活動指導員配置促進事業により、部活動指導の充実と教職員の負担軽減を図ることを目的に、部活動指導員を活用する。

### (2) 外部指導者について

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下、外部指導者を活用する。

ただし、部活動は学校において計画する教育活動の一環であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

### (3) 部活動検討委員会について

適切に部活動を実施するため、学校運営協議会等をもって、部活動検討委員会を設置し、練習内容や練習時間、保護者との連携などについて必要に応じて改善策を提案するなど、適切な部活動の実施について協議を行う。

## 7 その他

(1) 対外試合等で、自転車を利用する場合は、ヘルメットを正しく着用させ、交通ルールを厳守するよう指導し、教師は危険箇所の安全を確認する。

(2) 原則として、練習試合等の交通手段は公共の交通機関を利用する。

(3) 部活動終了時は、生徒とともにあいさつを交わし、そのまま下校指導を行う。部活動延長の場合は、顧問が責任を持って下校指導を行う。

(4) 部室は、定期的に点検し、整理整頓するとともに、諸処の問題が起こらないようにする。

(5) 部活動をしているときの生徒のかばんのある場所は顧問が把握しておく。

(6) 対外試合等で市外に遠征する場合には、事前に学校長に部活動実施届を提出する。なお、市内遠征、校内での練習試合、中体連の大会においては、提出する必要はない。

(7) 保護者の送迎については、中庭での乗り降りを推進する。校門付近での乗り降りは禁止とする。(安全のために各部からも指導していただきたい)

(8) 土、日曜日、祝祭日、長期休業中のトイレ掃除については、校舎内は校舎内を使っている部活動、体育館は体育館を使っている部活動、外トイレは校庭を使っている部活動で行う。特に外トイレは練習試合等で来校した保護者も使うので、朝、確認しておく。